

令和2年9月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例										
議案番号	議案第102号	議案名	琴浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について													
目的	町長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償について、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めるもの。															
内容	<p>1 概要</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2新設に伴い、条例で下記の事項を定めることで、地方公共団体は、首長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定し、それ以上の額を免責することが可能となった。</p> <p>この法改正の背景には、住民訴訟の増加、首長や職員に対する高額(約1億円以上)の賠償命令事例の存在、これらの増加等に伴う首長や職員への萎縮効果についての指摘などがあり、今後の行政運営を円滑に行うためにも、条例を制定するもの。</p> <p>【条例で定める事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免責規定 ・賠償額の上限額 <table border="1" data-bbox="451 1115 1339 1413"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>賠償額の上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長</td> <td>各種手当を除く給与 6年分</td> </tr> <tr> <td>副町長・教育長・教育委員・選挙管理委員・監査委員</td> <td>各種手当を除く給与 4年分</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の委員</td> <td>各種手当を除く給与 2年分</td> </tr> <tr> <td>一般職</td> <td>各種手当を除く給与 1年分</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上限額については、職責等を考慮して地方自治法施行令で定める基準を参酌して定めることとなっており、本条例で定める上記額は参酌基準のとおり。</p> <p>2 留意事項</p> <p>本条例制定又は改廃に関する議決を行う場合には、法第243条の2第2項及び第3項の規定に基づき、議会はあらかじめ監査委員の意見(監査委員の合議によって決定されたもの)を聴いて行う必要がある。</p>						職名	賠償額の上限額	町長	各種手当を除く給与 6年分	副町長・教育長・教育委員・選挙管理委員・監査委員	各種手当を除く給与 4年分	農業委員会の委員	各種手当を除く給与 2年分	一般職	各種手当を除く給与 1年分
	職名	賠償額の上限額														
町長	各種手当を除く給与 6年分															
副町長・教育長・教育委員・選挙管理委員・監査委員	各種手当を除く給与 4年分															
農業委員会の委員	各種手当を除く給与 2年分															
一般職	各種手当を除く給与 1年分															
補足事項	施行日 公布の日															